

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）
- b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
- d. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

①（宣言の普及に向けた取り組み）

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。具体的には、当社が宣言を実施している旨を社内外に本宣言を示して明らかにし、取引先にあってもパートナーシップ構築宣言を認知いただくよう努めます。

②（支払条件）

当社は協力会社への代金は原則として現金で支払います。当社が発注者からの支払いを受けたときは、建設業法第24条の3第1項の定めるところにより、「1月以内で、かつ、できる限り短い期間」での支払いを行います。また、当社が発注者から支払いを受けていない場合においても、同法の趣旨に鑑み、できるだけ短い期間での支払いに努めます。

③（電子契約等 I T 化・D X 化に向けての取り組み）

当社は電子契約等、電磁的記録媒体を用いた方法による契約締結や、I T を活用した工事監理の導入に努め、移動・保管・管理等のコストの適正化に取り組み、奏功した取り組みに関し関係会社及び協力事業者と情報の共有を行います。

令和8年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社イトー

企 業 名

代表取締役 後藤 昌美

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。